

只見町役場新庁舎+地区センター
建築設計監理業務プロポーザル応募要領

2012年10月

福島県南会津郡只見町

【1.名称・方式】

名 称 : 只見町役場新庁舎+地区センター建築設計監理業務プロポーザル
方 式 : 公募型プロポーザル

【2.主催及び事務局】

主 催 : 只見町
事 務 局 : 福島県南会津郡只見町役場総務企画課
TEL 0241-82-5210 FAX 0241-82-2117
e-mail : webmaster@town.tadami.lg.jp
担当 : 渡部勇夫, 渡部高博

【3.主旨】

只見町は、福島県西部、新潟県との県境に位置し、中山間地域の豪雪地帯にある人口 5,000 人足らずの高齢化率 40%を超える町です。世界遺産に匹敵するブナ林を有することから、「自然首都只見」をまちづくりのキャッチフレーズとし、現在、ユネスコエコパークの登録を目指しています。

この度、現役場本庁舎及び只見地区センター（以下「地区センター」）の老朽化、耐震性不足の問題から役場庁舎および地区センターを一体化して建て直すこととなりました。

この小さな町にとってこのプロジェクトは、単に庁舎・地区センターなどのハード施設の更新に留まるのではなく、まちづくりの様々なソフト施策の拠点として機能することが求められます。

将来の長きにわたり、住民、議会、行政が三位一体となって持続的な活動が可能な機能と空間を有し、住民の日常生活においてリビングルームのように愛される場でありたいと考えています。

また、只見町は日本でも有数の豪雪地帯であるため、自然環境、特に雪の有効利用や太陽光の活用など、「自然首都只見」のシンボルとなる建物であることを求めます。

このような目的を達成するため、全国から広く「自然首都 只見」にふさわしい建物の設計提案を求めることにいたしました。

只見町では、新庁舎及び地区センターを建設するにあたり、以下の5つの基本方針を定めました。

- ① 町を活性化する拠点となる庁舎
- ② 町民のリビングとなる庁舎
- ③ 環境に優しい庁舎
- ④ 安全・安心な庁舎
- ⑤ コンパクトな庁舎

※詳細は、「只見町役場庁舎建設基本計画」参照（資料 01,概要版＝資料 02）。町役場でも閲覧できます。

但し、設計を誘導する可能性のある図版等は削除しています。

町が策定した計画の理念、目標等の実現性、合理性、経済性などを考慮し、提案者の中から最優秀案 1 案を選出し、建設の設計監理業務委託の締結を目的とし、設計のプロセスの中でさまざまに住民との対話や交流が活発に行われ、新しい町の拠点ができることを期待するものです。

【4.計画の概要】

建設プロセス

①新役場庁舎+地区センター建設（目安となる延床面積約 2,900 m²程度）

②現本庁舎からの引越し

③分庁舎※改修工事及び本庁舎※※解体

⑤外構工事

・詳しくは資料番号 03 参照

※ 既存分庁舎：地上 3 階,鉄骨造,延床面積 791.725 m²（1F=262.575 m²,2F=264.575 m²,3F=264.575 m²）

※※既存本庁舎：地上 3 階,RC 造,延床面積 2080.26 m²（1F=714.90 m²,2F=682.68 m²,3F=682.68 m²）

・敷地写真（資料 04）

【5.選定方法】

選定に係る審査は、住民、町職員及び外部の専門家で組織する只見町新庁舎建設基本設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）による三段階審査方式とします。

（1）第一次審査

実績、経歴及び庁舎に関する考え等を審査し、技術提案書等の提出を求める者（以下「技術提案書提出要請者」という）を選定します。15～20 者程度を選定予定。

（2）第二次審査

技術提案書提出要請者による技術提案書及びワークショップの進め方の提出をもとに審査員が、技術提案書のヒアリングを求める者（以下「ヒアリング要請者」という）を選定します。3～5 者程度を選定予定。

（3）第三次審査

「ヒアリング要請者」を対象として公開ヒアリングを行い、最優秀者、優秀者等を決定します。

【6.応募資格等】

（1）以下の項目に該当すること。

- ・応募者が代表（または所属）する企業（事務所）が、建築士法第 23 条の規定する一級建築士事務所の登録をしていること。
 - ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を受け、継続的な雇用関係にある一級建築士が 2 人以上所属していること。
 - ・平成 10 年以降に日本国内で完成した建物で延床面積 1,000 m²以上の公共建築物（第 3 セクター含）の設計監理業務実績を有する応募者であること（構造、設備のみの実績は不可）
- ※なお、応募者の実績は、応募者がこのプロポーザルの応募時に代表（または所属）する企業（事務所）において受託した実績とする。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ・只見町工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成 17 年告示第 103 号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ※設計監理業務契約を結んだ場合は、本建設の工事入札には参加できません。

（2）その他以下の項目に該当する場合は、参加できません。

- ・選定審査員およびその家族が主宰、役員、顧問に就いている営利組織（企業および事務所等）に所属するもの

- ・応募者が代表（または所属）する企業（事務所）からは、応募登録を行った者以外の者による応募はできません。企業の支店ごとの参加は認められません。
- ・選定審査員が大学に所属する場合にあっては、その選定委員の研究室に現に所属するもの

【7.スケジュール（予定）・提出物・注意事項】

①一次審査（提出締切）	：	11月5日（月）
②一次審査（結果発送）	：	11月10日（土）
③質疑受付期間	：	11月12日（月）～16日（金）
④現地説明会	：	11月16日（金）
⑤質疑回答	：	11月22日（木）
⑥二次審査（提出締切）	：	12月13日（木）
⑦二次審査（結果発表）	：	平成25年1月9日（水）
⑧三次審査（公開ヒアリング・結果発表）	：	1月27日（日）

■一次審査

①一次審査（提出）

- 期 日：平成24年11月5日（月）17:00（必着）
- 提出物：様式01～03
一級建築士免許の写し（2名分、白黒コピーで可）
 ※様式01～03の後ろに免許写を添付し、左上をホッチキスで綴じること。
一次審査結果通知用封筒（表に応募者の郵便番号、住所、氏名を書き、80円切手を貼り付けること。長三程度のもので、A4三折用紙が入るもの）
- 提出先：〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤1039 プロポ担当宛
 TEL 0241-82-5210（総務企画課） 担当＝渡部勇夫、渡部高博
- 注 意：応募者の自己責任において、郵送もしくは宅急便とし、受付期限までに必着のこと。

②一次審査（結果発送）

- 期 日：平成24年11月10日（土）までに発送
- 発表方法：一次審査結果通知用封筒にて送付
- 注 意：審査結果は、一次審査書類提出者に対し、書面により通知します。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。
 技術提案書提出要請者には、二次審査以降に使用する「審査用登録番号」を記して送付します。

■二次審査

※敷地測量図・ボーリングデータは、平成24年11月10日（土）までに只見町ホームページ（以下「HP」）に掲載予定。

③質疑受付期間

- 質 疑 受 付：平成24年11月12日（月）～16日（金）17:00（必着）
 メールもしくはFAX
- メー ル： webmaster@town.tadami.lg.jp ※様式04
 ※件名を「プロポーザル質問 提案者氏名」とすること。
- F A X：0241-82-2117 ※様式04
- 注 意：質問の内容によっては回答できないものもあります。

④現地説明会

日 時 : 平成 24 年 11 月 16 日(金)13:00～
集 合 : 13:00 に庁舎玄関前駐車場
説 明 : 13:10 から一時間程度
質 疑 応 答 : 14:30～16:30 ※質問及び回答は、⑤回答に掲載します
申 込 方 法 : 11 月 14 日(金)17:00 までにメールか F A X で希望を提出してください。
※各社 2 名まで
メ ー ル : webmaster@town.tadami.lg.jp
※件名を「説明会出席希望 提案者氏名」とし、様式 05 を添付し送信すること。
F A X : 0241-82-2117

⑤回答

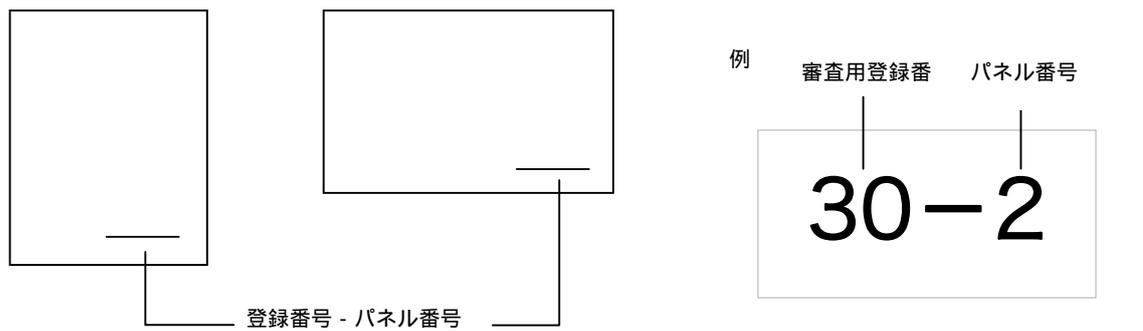
期 日 : 平成 24 年 11 月 22 日(木)中
発 表 方 法 : 只見町 HP に掲載
: <http://www.tadami.gr.jp/>

⑥二次審査（提出）

締 切 : 平成 24 年 12 月 13 日(木) 17:00（必着）
提 出 物 : 技術提案書 A2 サイズ 2 枚（下記様式）
PDF データ（下記様式）
様式 06
提 出 先 : 〒968-0498 福島県南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 プロポ担当宛
TEL 0241-82-5210(総務企画課) 担当＝渡部勇夫、渡部高博
注 意 : 応募者の自己責任において、持参または郵送もしくは宅急便とし、受付期限までに必着のこと。

※技術提案書：様式

- ①A2 サイズ（420mm×594mm）の用紙 2 枚におさめること。スチレンボード 5mm 程度のものでパネル化をすること。縦横使いは自由。但し、2 枚は同一方向とする。
- ②配置図・平面図・立面図・断面図、透視図・模型写真など、設計意図を表現する図面（説明はできるだけ図面のみですること。各図面の縮尺は自由）。表現方法は、青焼、鉛筆、インキング、着色、写真貼付、プリントアウトなど自由。記入する文字は 12 ポイント以上とすること。
- ③建築面積、各階床面積、延床面積、主な諸室の室名、建物最高高さ、階数、構造方式を明記。
- ④一次審査後、割り当てられた「審査用登録番号」をボードの裏側右下に、30 ポイント以上の文字の大きさに登録番号、パネル番号のみを明記すること（登録番号以外の応募者を特定できる情報は記載しないこと）※下図参照
- ⑤応募者を特定できる情報は記載しないこと。
- ⑥PDF データ：パネルと同じものを PDF 化し CD-R もしくは DVD-R で提出すること。テキストデータはアウトライン化すること。



※技術提案書等は、役場ロビーに展示するなど町民に広く知らせ町民からの意見等を聴取する予定。質問や意見などを整理し、三次審査ヒアリング時の質問や審査の参考とする。また、基本設計以降の資料として活用する予定。

⑦二次審査（結果発表）

期 日 : 平成 25 年 1 月 9 日(水)中
発表方法 : 只見町 HP 及び役場ロビーに掲載。
: <http://www.tadami.gr.jp/>

■三次審査

⑧三次審査（公開ヒアリング）

日 時 : 平成 25 年 1 月 27 日（日）場所未定（只見町内施設）
プレゼン : 二次審査したものをもとにプロジェクターによるプレゼンテーションを行う。
各 15 分程度。
※町でプロジェクターを用意する。各者ラップトップコンピュータ等を持参のこと。
質 疑 : 審査員及び住民からの質疑応答 15 分程度。
結果発表等 : 公開ヒアリング終了後の審査によって最優秀者等を決定。
（後日、只見町 HP に掲載。）<http://www.tadami.gr.jp/>
そ の 他 : 公開ヒアリングの時間等の関係から事前に質問書をお送りする場合があります。
その場合は指定された期日までにご回答ください。詳細は本年度中に只見町 HP
に掲載します。

【8. 審査員】（あいうえお順）

今 井 博 : 住民選出
浦 部 智 義 : 日本大学工学部 准教授
菅 家 二 千 六 : 只見町区長連絡協議会長
久 保 克 昌 : 只見町副町長
酒 井 恵 治 : 只見町環境整備課長
仙 田 満 : 環境デザイン研究所会長 東京工業大学名誉教授※
竹 内 昌 義 : 東北芸術工科大学環境デザイン学科教授
出 村 克 宣 : 日本大学工学部長
目 黒 典 子 : 住民選出
吉 野 博 : 東北大学名誉教授
飯 嶋 俊 比 古 : 飯島建築事務所代表※※
※委員長、
※※アドバイザー：審査の決定権を持たないものとする

【9. 応募様式、資料等】

只見町の HP より募集要項及び計画条件をダウンロードのうえ確認。庁舎窓口でも配布。
<http://www.tadami.gr.jp/>

【10. 賞】

最優秀者（1 者）、優秀者（1 者）、入選者（1～3 者）を選定。
報奨金として、最優秀者及び優秀者には 20 万円、入選者には、10 万円を支給するものとする。

【1 1. 失格】

次のいずれかに該当する場合は失格とします。(選定後に判明した場合も同様)

- ・このプロポーザルの応募資格を満たしていない者による応募行為。
- ・提出図書等(提案書や提出書類など)に虚偽の記載をした場合。
- ・提出図書等の作成要領や、提出方法、提出期限を守らない場合。
- ・提案図書に応募登録者が特定できる記載をした場合。
- ・提案図書に盗用の疑いがあると選定委員会が判断した場合。

【1 2. 提出図書の取り扱い】

- ・提出後に提出した図書等を修正および追加することはできません。
- ・提案図書の著作権は各応募者に帰属します。
- ・提案図書及び提案者は公開されることがあります。
- ・提案図書(データを含む)は返却いたしません。
- ・プロポーザル後においても、只見町は提案図書の内容について拘束されるものではありません。
- ・只見町は、この設計競技における選定の過程および提案図書の内容について、提案図書を作成した応募者を明示したうえで、応募登録者に対し無償で広報誌やホームページ、出版物などに掲載し、また、一般に展示する権利を持つものとします。但し、プロポーザル期間中における展示等に関しては、審査の公平性のため応募者を明示しません。
- ・只見町は、提出図書および提案図書等を適正に管理し、プロポーザル期間中、保管する義務を負うものとしますが、自然災害その他、不慮の事故などにおいては、その責任を負わないものとします。
- ・提案図書については、著作権あるいは意匠権などに関する公的な権利の確保は、応募者が自らの責任において行うものとします。

【1 3. 竣工までのスケジュール(予定)】

基本設計	：	平成25年2月中旬～同年9月中旬(7ヶ月)ワークショップ等
実施設計	：	平成25年9月中旬～平成26年3月中旬(6ヶ月)
工事入札期間	：	平成26年3月中旬～平成26年4月中旬
工事期間	：	平成26年5月中旬～平成27年5月中旬

【1 4. 設計条件】

①敷地

- ・地番：南会津郡只見町大字只見字雨堤 1,039 番地
- ・敷地形状：資料 05※
- ・面積：約 13,170 m²程度
- ・地質：ボーリングデータ参照(資料番号 06)※

※詳細測量図及びボーリングデータは平成 24 年 11 月 10 日(土)までに只見町 HP に掲載予定。

②法規制等

- ・都市計画区域外。ただし、建物は地上3階建てまでとする(地下可)
- ・うつくしい只見町の風景を守り育てる条例及びガイドライン
- ・福島県景観条例
- ・積雪荷重等(福島県建築基準法施行細則)

【15. 建物設計概要】

(1) 室面積等

新庁舎約 1,800 m²、地区センター約 650 m²、共有部分約 450 m²程度。

合計 2900 m²程度（分庁舎除く）

※注意事項等は平成 24 年 11 月 10 日(土)までに只見町 HP に掲載

(2) 分庁舎の予定地

将来において、分庁舎は建て替えを行う可能性があるため、その予定地を記すこと。面積は現在と同規模で地上 3 階建て以下とする。

(3) 構造について

基準：官庁施設の総合耐震計画基準、公共建築物構造設計の用途係数基準を満たすこと。

(4) 環境・設備について

低炭素社会の構築に向けて、豪雪地帯で中山間地域である気象条件や歴史風土、社会経済環境を十分考慮した上で、環境・設備計画の提案を盛り込むこと。

(5) 建設予算

建物（庁舎+地区センター）、外構、植栽を含めて 11 億円（税込）以下とすること。

【16. 設計監理委託業務について】

最優秀者と建設の設計監理業務委託の締結交渉を行うが、交渉が成立しない場合は、優秀者との交渉を行うものとする。

【17. 審査委員会】

審査委員会は、プロポーザル終了後も、責任をもって建築設計監理者が、町の意向にそう形で業務を遂行しているかどうかを、ワークショップや協議会を通じて竣工までアドバイスを行うものとする。

【18. 問い合わせ】

福島県南会津郡只見町役場総務企画課

TEL 0241-82-5210(総務企画課) FAX 0241-82-2117

e-mail : webmaster@town.tadami.lg.jp

担当：渡部勇夫、渡部高博